

申込件数が予算の上限に達した時点で
申込みを締め切る場合があります。

令和3年度から継続して家賃補助を受けられる方用

令和3年度から継続して家賃補助を受けられる方へ月額1万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ



1 支給額 月額：最大1万円（令和5年度分の家賃補助対象月数を限度とします。対象月数は各人で異なりますのでご不明な方はお問合せ下さい。）

2 補助対象者

- 令和3年度及び令和4年度の「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、令和3年度及び令和4年度の補助金交付対象期間を含めて24ヶ月を経過していない方

3 補助金について

- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

4 補助金手続きの流れ

①申請 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和6年3月5日(火)までに申請書(様式第1号)をセンターに提出(下記5を参照)

②交付決定 【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

③請求 【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和6年3月8日(金)までに請求書と補助金の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し等)を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

④審査・支払い 【ふるさと山形移住・定住推進センター →申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和6年3月中に補助金を支払います。

5 申請について

- 転居等により令和3年度からの申請内容に変更が生じた場合は、申請書(様式第1号)のほか、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書の写し(全てのページ※「重要事項説明書」のページは不要)が必要になります。

6 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付申請書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です

(提出先) (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492

山形県山形市鉄砲町2-19-68

電話 023-687-0777

FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp

